

第7回 AI時代における民事司法を考える研究会

日時：令和8年3月4日（水）18:35～21:10

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室（オンライン併用）

議事概要

（争点整理におけるAIの利活用）

- AI出力の正確性や公正性を確保するために、AIからの出力を前提とした争点整理の結果について当事者に確認するよう配慮いただきたい。また、認識共有の対象は要証事実であり、裁判官の手持ち資料であるとしても、AIの利用についてできるだけ開示して透明性を確保していただき、争点整理の結果について認識共有していただきたい。
- 当事者の確認が必要な場合があるという趣旨については同意するが、すべての場面で必要かについては疑問がある。主張整理案や時系列表については、現在の実務においても、調書に添付する場合のみならず、必要に応じて当事者に確認を求めており、今後も同様であるように思われる。他方で、裁判官の手控えのように必ずしも当事者への確認を求める必要がない場面もあるように思う。要約の適否をめぐってかえって紛争が長期化するというのも本末転倒である。どのような場面で当事者の確認等が必要となってくるかについては、実務家において具体的な場面を踏まえた詰めた検討が必要になってくるのではないか。
- 主張・証拠の整理の補助にAIを利用する場合であっても、同利用につき両当事者の同意を得ること、AI生成物について両当事者に確認の機会を与えることが必要であると考えます。実際に導入する際は、どのような事件で、どのような段階で両当事者の同意をとるか、どのように両当事者に確認させるかなどのワークフロー作成が必要ではないか。
- 最終的に裁判官が確認することが前提であるため、AIによる書面の内容要約については問題ないと考えられる一方で、要約によって何が取り上げられ、何が落とされるかという点や、期日直前に提出された大量の書面をAIにより要約する場面のように裁判官が一度も目を通していない段階でAI出力を確認する場合、オートメーションバイアスやアンカリング効果の懸念がある。また、要約内容について当事者が異議を述べることができるなどの措置が必要ではないか。もっともAIによる要約内容のすべてについて同意をとるとなると、特に本人訴訟などで迅速な司法の実現に困難が生じる場面もあるように思う。
- 現在の争点整理のプラクティスでは、様々なタスクを渾然一体としながら、一定の暫定性を許容することで進めているところがあり、具体的なマニュアルやガイドラインのようなルールに従いながら進めることで手続が硬直化し、かえって裁判の迅速化に寄与しないのではないか。また、認識共有の場面でAIを利用できるとしても、裁判官が検討している前提であればAI出力を確認すれば足りると

いえるが、裁判官の検討未了の段階のA I 出力を当事者に投げかける態様となると現在の認識共有のプラクティスの延長線上にあるものとはいえず、簡単ではない。

- 期日直前に提出された大量の書面について、裁判官が十分に内容を検討しない状況でA I を利用して要約することのリスクの指摘はもっともであり、必要に応じて、当事者に対し、要約されたような趣旨で良いかについて口頭で確認することが考えられる。ただ、そもそも期日直前に大量の書面を出すことが良いのか、という問題もある。現時点でも争点整理表等の確認を当事者に求めるかどうかについてのルールはないが、必要な場面では当事者に確認をとっているものと認識している。A I の利活用が問題となる場面における留意点等をご指摘いただければ、現場において当然あるべき方向に進むと思われ、あまりルールで細かく縛るべきではない。
- 争点整理において、長期化への対応として、当事者・裁判官間の認識共有を図るために生成A I を活用することは可能であろう。使い方をどうするのが一番重要である。長期化やトラブルにつながるような使用態様は避けるべきであるが、普及の度合いや研究会における検証などを踏まえて、当事者と裁判所の間で合意できる使い方を検討することになるか。
- 研究会資料1（「短期的展望に関する論点」）の第2の2（1）ア（ア）に「裁判所は、特に当事者に対して判断理由を示す必要があるという点での高い説明責任を果たすことが求められる」との記載があるが、少なくとも短期的展望に関する部分については、当事者に対して判断理由を示す必要性が必ずあるというものではないことから、高い説明責任があるという記載について、取りまとめにおいては表現ぶりを考えた方が良いのではないか。また、一般的なリスクについては、人の目で確認すること（ヒューマンインザループ）が対応策であると正面から記載してもよいのではないか。さらに、生成A I システムをどのように開発していくのかという視点も問題意識として記載した方がよいのではないか。加えて、裁判所・弁護士・司法書士業務共通の想定ユースケースとして判例検索・リーガルリサーチがあることは疑問の余地がないのではないか。

（チャットボットにおけるA I の利活用）

- 現在のチャットボットは、ユーザーの目につきやすいところにあるとはいえないため、ウェブサイトの分かりやすいところにチャットボットを置いて前面に出した方が利用者にとっては有益ではないか。法律相談に至らないような制御が可能か疑問はあり、生成A I にこだわるものではないが、今よりもユーザーに分かりやすい仕組みを構築すべきである。
- 現在の技術状況を踏まえるとチャットボットに生成A I を使わないことは考え難い。生成A I を使わないとすれば単なるFAQにしかならず、多数のFAQの準備に人力が必要な上、ほとんど使えないレベルになると思う。ウェブサイトの

掲載内容等をRAGとして構成して、法律相談に及ばないように掲載内容に忠実な回答を求めるといった仕組みが考えられるが、使い次第によって異なる仕組みとなり得る。柔軟な回答になりすぎないように縛りをかけて期待された回答の範囲に収めるような工夫をすることも、現在では、普通に行われている。

(リーガルリサーチにおけるAIの利活用)

- 生成AIを利活用したリーガルリサーチサービスは弁護士にもかなり普及している状況であり、裁判所における利用も不可避であると思う。もっとも、文献の網羅性が十分ではなく、出力が断片的な情報をつなぎ合わせたばかりのもっともらしい回答や入力者に有利な継ぎはぎ的回答にすぎない可能性があることについては注意が必要である。

(AIガバナンス)

- 裁判所でAIを利用してもよい場面について、全国一律の一定程度の水準があるべきである。そのためには研修を実施することは必要であり、加えてガイドラインを作成するということも必要ではないか。
- 裁判官の独立の観点もあって、最高裁から、裁判手続におけるAI利用について具体的にガイドラインなどで利用方法を示すことができるかは難しい問題がある。検討状況の還元、現場における検討、プラクティスの発展などにより、利用の在り方についての議論が進んでいくのではないか。

(AIを利用して作成された証拠)

- 現在の実務において、弁護士は、証拠を入手した際には、まず署名や捺印を確認するなどして成立の真正を確認し、事実確認や関係証拠との整合性により内容の真実性を確認している。証拠の種類ごとに確立された手法があるというものではなく、直感的な怪しさを起点として、総合的に評価して判断するものである。エンハンスされた証拠も含め、AIを使った証拠には物理的な実体がないという点に着眼して検討する必要がある。もっとも、依頼者の権利を守るという立場なので、明らかに偽造であるというものでなければ依頼者を信頼するというスタンスもあり得る。
- 司法書士が日常的に取り扱う不動産登記業務において、従来、対面で本人確認を行い、書類の真正性・改ざんの有無・真意性なども確認を行っていたが、生成AIの登場により、目視では真偽を見抜くことが困難なケースが増え、多層的な偽造リスクが発生している状況にある。対応策としては、ICチップ読取り、デジタルトラスト基盤の活用などが必要であると思われる。
- 一般的にディープフェイクというと、MDM、すなわちマルインフォメーション（真実を含む情報が悪意をもって拡散する）、ディスインフォメーション（虚偽だと理解した上で虚偽情報を拡散する）、ミスインフォメーション（真実だと信

じて虚偽情報を拡散する)を想定していると思う。エンハンスされた証拠が偽造証拠に当たるのか判断が難しく、AI時代において何をもって偽造というのか整理が必要ではないか。AIによる偽造はAIで見抜くしかなくなっており、ヒューマンインザループで人が最後に担保すれば大丈夫とはいえなくなっているのではないか。

- 権利を証明するものとしてトークンが使用されるようになると、トークンは単なる電子データにすぎないので、データが複製された場合はいずれも本物とするしかなく、デジタル化が進んでくると偽造とは何かということが深刻な問題となるかもしれない。
- 不動産や貸金に係る訴訟のように一定の関係性がある上で生じる伝統的な争訟においては、周辺事情からデジタルで作成された証拠の不自然さを見抜くことができる可能性はある。取引そのものがデジタルで完結するようなものであっても、技術的な担保があるデジタル契約書の手続を組み込むなどして、見抜けない偽造証拠の提出を予防することはできるのではないか。それでも一定数見抜けない証拠が出てくるような非常に重要な場面においては、コストをかけて専門的な知見に頼らざるを得ない場面はあるのではないか。
- 弁護士の行動規範として、依頼者からAIで作成された文書の提供を受けた際の具体的な対策が定められているわけではないとのことであるが、弁護士・司法書士において、虚偽を疑うべき最低限の水準というものが必要なのではないか。

(証拠提出のルール)

- AIによるディープフェイクを防ぐには一定のルール作りが好ましいものの、AIを利用して生成された証拠提出そのものを禁止することは申告がない限り困難な場合が多く、現時点においては、AIにより加工された証拠を提出する場合にはAIを利用した旨を申告する義務を負わせることが考えられる。
- デジタル技術の進展によって証拠の偽造が極めて容易になり、見抜くことが困難な状況が生じていることに、裁判所は強い危機感を持つべきではないか。証拠提出段階で詳細なルールを設けることなく自由心証主義において信用性を判断するという枠組みに一定の合理性はあるものの、電子文書に求められるセキュリティ要件や電子署名・タイムスタンプが備えるべき水準を具体的・継続的に示し、裁判所の方からも社会における技術の在り方に積極的に働きかけることがあるとよいのではないか。
- AIを利用して作成された証拠につき、提出や判断枠組みについて何らかのルールがあった方が良くとも考えられる一方で、全面的に提出を禁止することができないとすれば、どのような場面の利用についてルールを設けるのか、また、ルールを作った場合の実効性をどのように担保していくのか、継続的に基準・水準等を議論していくといっても誰がどのように行っていくことが良いのか、などについても検討する必要があるように思われる。

- 民事訴訟には契約取引型と不法行為型があり、前者では当事者間に継続的な関係ややり取りが存在するため周辺事情や間接事実から動かし難い事実を認定しやすいが、不法行為型は当事者の関係性がないために動かし難い事実を認定し難い上、現場の映像や録音というA Iによって偽造可能な証拠に依存する傾向が強い
ため、A Iによる偽造が重大な影響を及ぼし得る訴訟事件は少ないと思う。
- オーストラリアのように、虚偽の証拠を用いて裁判をしてはならないというルールを示すことも、司法の独立や法の支配においては非常に重要な姿勢であると思う。他方で、法曹一元制度の英米法系は、裁判所が法律家集団の政策形成をも担い、裁判所規則等の形で弁護士の行動や、法廷に関わる限りにおいては一般市民の行動をも制御するという法体系であるから、上記のようなルールを示すことができるものとも思える。
- A Iを利用して証拠を作成した場合はディスクローズするというルールについては、過去の事実に関する証拠をA Iで偽造した場合に、A Iを使ったら申告する義務があると言っても、申告するわけがないので実効性がないのではないか。